

15. 部室使用細則

(目的)

第1条 この細則は、部室の適切な利用を規定することを目的とする。

(貸与)

第2条 部室は、公認されている部のみ、その使用を許可するものとする。

第3条 部室の使用は、部本来の活動のために限る。

第4条 部室の使用を希望する部は、毎年3月31日までに所定の使用願を学生課に提出しなければならない。

第5条 部室の使用許可期間はその年度限りとし、継続を希望する場合は改めて使用願を提出しなければならない。

2 継続使用願を提出しない時は、次年度の使用を認めない。

(返還)

第6条 部の解散、その他により使用目的が消滅した時は、速やかに学生課に届け出て返還しなければならない。

2 規定に違反した場合は、その室の使用を取り消すことがある。

(使用心得)

第7条 部室の使用を許可された部は、次のことを守らなければならない。

- (1) 入口に部名及び火元責任者名を表示すること。
- (2) 清潔・整頓・火災予防(特に煙草)・節電・節水に万全をすること。
- (3) 部室内においての飲酒をしないこと。
- (4) 部室の使用時間は、9時から20時までとし、この時間を超える時は、学生課に願出て許可を受けること。
- (5) 休業日の部室使用は、前日までに使用願を学生課に提出して許可を受けること。ただし、使用時間は9時から20時までとする。
- (6) 休業日の部活動を行う時は、登学・退学の際人員等を守衛所に届け出ること。
- (7) 他の部及び近隣住民の迷惑にならぬよう騒音等には十分気をつけること。
- (8) 室内の提示、その他これに類するものは部に直接関係あるものに限る。
- (9) 一室を数部で使用する場合、互いに協調し合うこと。

(禁止事項)

第8条 部室の使用を許可された部は、次のことをしてはならない。

- (1) 部室内での暖房器具の使用
- (2) 学外団体の本部支部または事務所の設置
- (3) 部員以外の者の使用。
- (4) 室内の施設・設備等無許可の移動・改廃・新設

(留意事項)

第9条 各部室の鍵は、各部責任をもって厳重に管理すること。

第10条 部室を使用しない時は必ず鍵をかけ盗難等にあわぬよう心掛けること。

第11条 事故防止に各自心掛け、万一事故のあった時は、速やかに学生課に届け出て指示を受けること。

第12条 部室の施設・設備等を汚損したり滅失または破損したりした時は、学生課に届け出て、その指示を受けること。

第13条 管理の必要上、教職員により検査または指示を拒否してはならない。

附則 この細則は、昭和52年9月29日から施行する。